

令和4年度独立行政法人国立高等専門学校機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「高専機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人国立高等専門学校機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1)高専機構における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、補助金が減少したことにより、契約件数の総数は減少した。全体の契約件数が減少しているが、割合は前年度から大きな変化はなく、競争性の確保ができています。

表1 令和3年度の高専機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(79.19%) 1,252	(90.46%) 294	(76.35%) 1,075	(88.78%) 261	(△14.14%) △177	(△11.23%) △33
企画競争・公募	(2.09%) 33	(1.54%) 5	(2.34%) 33	(1.70%) 5	(0%) 0	(△8.14%) △0
競争性のある契約 (小計)	(81.28%) 1,285	(92.00%) 299	(78.69%) 1,108	(90.48%) 266	(△13.78%) △177	(△11.08%) △33
競争性のない随意契約	(18.72%) 296	(8.00%) 27	(21.31%) 300	(9.52%) 28	(1.35%) 4	(5.01%) 1
合計	(100%) 1,581	(100%) 325	(100%) 1,408	(100%) 294	(△10.94%) △173	(△9.53%) △31

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(2) 高専機構における令和3年度の一者応札・一者応募の状況は、表2のようになっており、前年度と比較して、件数・金額ともに減少しているが、割合は前年度から大きな変化はない。

表2 令和3年度の高専機構の一者応札・一者応募状況 (単位：件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	785 (61.09%)	644 (58.12%)	△141 (△17.96%)
	金額	198 (66.22%)	171 (64.46%)	△27 (△13.63%)
1者以下	件数	500 (38.91%)	464 (41.88%)	△36 (△7.20%)
	金額	101 (33.78%)	94 (35.54%)	△7 (△6.05%)
合計	件数	1,285 (100%)	1,108 (100%)	△177 (△13.78%)
	金額	299 (100%)	266 (100%)	△33 (△11.08%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・一者応募の減少や共同調達の実施について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 一者応札・一者応募の減少

令和3年度において、前年度と比較して一者応札・応募の割合が増加していることから、以下の取組を徹底することに加え、研修等を通して適正な調達に対する調達担当者の意識向上を図る。

① 入札参加要件の緩和

- ア 参加業者等級の拡大（物品・役務）
- イ 施工実績の緩和（工事）
- ウ 地域要件の緩和

② 公告期間のより十分な確保

原則として、12日間以上の期間を確保する。

③ 業務等準備期間のより十分な確保

- ア 納品等期間のより十分な確保（物品・役務）
- イ 工事施工期間のより十分な確保（工事）

④ 仕様策定の見直し（物品・役務）

- ア 複数業者に対して意見招請を行う。
- イ 調達の背景、目的及び必要機能等の説明を具体的に明示する。
- ウ 機器の性能に係る比較表等を作成する。

⑤ 事後点検の実施

一者応札・一者応募となった原因を調査し、改善につなげる。

⑥ 調達担当者の意識向上

調達担当者に対して研修を行う。

(2) 共同調達の実施

法人全体の契約事務の効率化を図るため、令和4年度においても、近隣高専間又は近隣大学等との物品等の新たな共同調達を実施していくことにより、経費節減及び業務効率化を目指す。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに規則上の基準額を超えた随意契約を締結することとなる案件（法令等で認められた随意契約は除く）については、事前に本部事務局財務課に報告し、会計規則等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急に契約を締結する必要がある場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

文部科学省が公表している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、以下のとおり必要な措置を講じる。

- ① 教職員には、原則として公的研究費の不正使用防止に関する研修会への出席を義務付ける。
- ② 発注と検収は事務部門で行い、担当者を明確に分離させる。
- ③ 取引業者に対して、不適切な経理を行っていない又は行わない旨の誓約書の提出を求める。
- ④ 調達事務担当者のスキルアップのために、定期的に職員研修を実施し、積極的な参加を義務付ける。
- ⑤ 不正防止計画に基づき、四半期ごとに啓発活動を行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とし、本部事務局財務課により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事
副総括責任者 事務局長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件及び前（当該）年度に締結された契約などの個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、高専機構のホームページに公表するものとする。
なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。